

Yamamoto Acc office 山本総合会計ニュース

編集発行人税理士

山本孝久

〒152-0003 東京都目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル2F TEL 03 (3791) 8863 FAX 03 (3791) 8292

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日 22日・国民の休日 23日・秋分の日

日	0	13	27
月	0	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	٠
金	4	18	۰
土	5	19	•
日	6	20	•
月	7	21	۰
火	8	22	•
水	9	23	
木	10	24	
金	11	25	۰
+	12	26	

9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 9月30日

国 税/1月決算法人の中間申告

9月30日

域/10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)



ワンポイント 廃止されるたばこの特例税率

ゴールデンバット、エコー、わかば、しんせい、ウルマ、バイオレットのたばこ6銘柄の特例税率が、平成28年4月1日からの段階的税率引き上げにより、31年4月1日に廃止されます。国・地方合わせた1本当たりの現行の税額を比べると、一般のたばこの12.2円に対して6銘柄では5.8円になっています。

業には 業選 て \mathbf{H} 、ます。 の自じ、 5 「採 用のの す の自由」が認めな一が保障され、なすべての者に「際 ら企職

ため、 るものについて留意しましょう。 面接時に触れることや提 とは言え、 するような行為は認められ ただし、「 採用選考にあたっては、 応募者の「採用の の自 人権 由 促出させ を侵害 が ない あ

採用選考の実施

です。 気をつけておきたい公正な採用選考の のは施 次の いの点

(1)

ったすべての者が応募!雇用条件および採用! 用条件および採用基準に広く門戸を開く できる 状 合

 適正・能 %族状況 0) 適正・能 採否を決定しないように適性・能力とは関係ない状況や生活環境など、応 力に応じて選老 環境など、

考準

(1) 内体 制

制を ようマニュ 眀 面 接 確 適 化 整えます。 担当者への 性 į 能 客観 ーアル 力に を整 よる 的 に評 知など社 備 採 価 用 基準 **!できる** 採用 内体 を .

③ 試験・作っ項を含めない。 は、 ます。 設けていないかどうかを確認し就職差別につながる記載項目を 2 ない独自 応募者に記入させる書 - 独自の項目を設定する場合。 JIS規格の履歴書等に - へいないオー 適性と能 応募書類等 よう留 のチェ 意 します。 ッ 報項目に 類 ク は

③ 試験・作文

④ 面接

る することがないよう、 を 母ねたり、過性と能力 それ 0) 、就職に力に関 ある事項を尋 脱職差別の 13 な 員問項目 等ねたり につなが ない事項

お P きます。 評

具体的な 配 慮 事 頂

め差③ ① 配別に 心に掲げ 慮すべきとしてい 生 つながるおそれ たも のについ ・ます。 て、 が 7ある から 就

載させ、面接で尋ねて把握する関係がない事項を応募用紙に記 ①や②のように適性・能力に ことや、 ③を実施することは

① 本人に責任のない次の事わないで選考をしましょう。 本籍、出生地に関すること (「戸の把握)把握 本人に責任のない次の 事 項

させることはこれに該当しまれた「住民票(写し)」を提出 す。

資産など) 資産など) で家族に関すること (職業 業、 収

生活 ŋ 住宅状況に関すること での施設 環境、 部屋数、 成など) 家庭環境 住宅の種 などに 類、 (間 関 近取

(2) の 思想信 条にかかわること等

価 基 進 を あ 5 か ľ め 決 8 7

支持 教 一観、党関 関 党に関すること すること

生

生活信条に関するこ

敬

する

人物に関

すること

思想 に関すること

た職

- 労働 運動 組合、 に関すること 学生運 動 など社 会
- に購関読 新聞、 すること 誌、 読 書

(3) 採用選考の 方

把握、身元調査に所の略図」は生活 身元調査などの実 能 性 があります) につながる可凸環境などの

ない事項を含んだ応募書類のJIS規格の履歴書に基づか全国高等学校統一応募用紙、 使なり

め 合 ら 理 診 断 れた、 0) 実な、施い客 採 観 用的 選に 老時 必要 性 0) 健康

収を把いた追加い のない方 ように掲げられているものです。 例え ない事柄で採否を決定しない なお、これ させることなど、入社後に、 たり適 ば、 握する資料や住民票等を するため、 健 起正や能-康保険の 扶養家族の年 別とは 慮 被扶養者 事 項 関係 は

ることまで排 は りませ て各種 W しているわけ、 僅書類を要求、 で 7

集 • 採用時の ·禁止事 頂

についても気をつける必要があ 止 「男女の雇用機会均等」「年齢制限」 事 法 項 令により として規定されている ッ募集・ 採用 時 時の禁

男女の雇用機会均

五条)。 います(男女雇用機会均等法第 与えなければならないとされて 性別にかかわらず均等な機会を 別労 にかかわらず均等な機会を 働 断者を募 条・採用する際 は ことが認められます。 該当する場

例

外とし

場合は年齢制限なして、次のいずな

感を行う

① あ ります。 違 反する例 として 次 0) b 0 が

- 排の 対象から男女のいずれか募集・採用にあたって、 除すること か をそ
- :を男女で異なるものとする募集・採用にあたっての条
- いて男女で異なる取扱いをす場合に、その方法や基準につよび資質の有無等を判断する採用選考において、能力お て男女で異なる取扱い

(3)

よるキ

ヤ

IJ ア

形

- ついて、男女で異なる取扱いま、水人の内容の説明等募集まのいずれかを優先すること薬集・採用にあたって男女 (5) (4) すること
- する際 は、 (4)

年齢制

「いっされています(雇用対く均等な機会を与えなければな原則として、年齢にかかわりな労働者を表す。 策法第十条)。 (働者を募集・採用 対なな

歳未満のものに限る)を定める を記り提示するこ を記り提示するこ を記り提示することが義務づけられます。 業者等に対して、その理由を書場合には、求職者、職業紹介事歳未満のものに限る)を定めるただし、年齢の上限(六十五 年齢の上限

象として募集・採用する場合間の定めのない労働契約の対の上限年齢未満の労働者を期の上限年齢を上限として、そ 1 れ より年齢 り年齢制限が設けら一準法その他の法令の

- 場のを で図る観点から、 (象として募集・採用:)間の定めのない労働! [の定めのない労働]る観点から、若年 , す契者 る約等
- 定の年齢層に限定し、か労働者数が相当程度少な点から、特定の職種におり、技能・ノウハウの継承 対象として募集・採用する場期間の定めのない労働契約の定の年齢層に限定し、かつ、 ない お承 いの 特 て観
- (5) 表現の 芸術・ 真実性などの要請さい芸能の分野にお がけ ある
- **6**) する施策(国の施策を活用しは特定の年齢層の雇用を促進の一、十歳以上の高年齢者またる場合 採用する場合象となる者に ようとする場合に限る) 、国の施策を活用し !限定して募集 の 対 進

(\equiv) 間接差別の禁止

するも 均を 要換 又合 、件とするもの」を設けること に応じることができることを 禁じています 体的 体力に関する事由を要件と的な理由なく「身長、体重集または採用の要件として、 の」、「転居を伴う配置転力に関する事由を要件と 芒 (男女雇 用 機

可能性が かけ これ ることに あることから規定され より、 ような要件 男女 益を生じる 好件を設

態として生じている場合は、前 が、防犯を本来の目的として いない警備員の職務(受付や出 入者のチェックのみを行うなど) について、身長又は体重が一定 以上であることを募集・採用の 要件とする場合は、合理的な理 由がない要件と判断される可能 性があります。 世があります。 地したものとなるように定めて いきましょう。 支社があり転 とを要件とすることや、 ため 例え 一定以 居を伴う転勤 一の体 を運 力が、 する あ るるこ 業務

つ項 いては、 公正な選考につい 公共職業安定 道 府 所 県労働日 7 集 お • 0) い合わ 採用に が配慮事

年金制度の一元化

被用者年金制度は、厚生年金と共済年金 に分けて運営されていましたが、年金制度 の公平性を確保するため、平成27年10月 から、共済年金に加入している公務員や私 立学校の教職員も厚生年金に加入すること となり、被用者年金制度の一元化が行われ ることになりました。

一元化により、2階部分の年金を厚生年 金に統一することや、共済年金の保険料を 厚生年金の保険料率に統一する等の他、次 に掲げる共済年金と厚生年金との制度間の 差異を厚生年金に揃えることで解消します (女性の年金支給開始年齢の差異のみ経過 措置として存続)。

① 被保険者の年齢制限

共済年金の被保険者は年齢制限なし (私学共済を除く)でしたが、これを厚 牛年金と同様に70歳までとする年齢制 限を設けました。

ばならな!

は

労働

嵵

蕳

の

んなけれい長さに

ないとされていませの休憩時間を与えな

を与えなけ

休 憩 **ത** 取 扱 い (労働基準法

(2) (1) 付与します。 とも一時間 . 時間を超える場合は少なく 則として、 労働時間の途中に与える 次の方法によ

せず、労働者でしては一斉に付与等の事業については一斉に付与産業、保健衛生業、接客娯楽業 届出は不要)定」の締結(ます。 さ、保健衛生 さん 商業、 3 に付与することも認められて しないことが認 な 自 その他の事業は 由 て ② お の 2 利 (労働基準監督署への により 用させ ij 一斉付与は 運輸交通 れます。

② 未支給年金の給付節囲

共済年金では、受給権者が死亡した場 合に、未支給となっていた給付を受ける ことができる遺族の範囲を広く定めてい ましたが、これを厚生年金と同範囲にし ました。

③ 老齢給付の在職支給停止

支給停止の計算方法の差異を統一し、 厚牛年金に合わせました。

④ 障害給付の保険料納付要件

共済年金の障害給付は、保険料納付要 件が定められていませんでした。今後は 厚生年金と同様に、一定の保険料納付要 件を満たすときに受給権が生じます。

⑤ 遺族年金の転給

遺族年金は、給付を受けることができ る遺族の順位が定められています。共済 年金では先順位者が失権したときに次順 位者が受けられる制度(転給)がありま したが、厚生年金に合わせ、転給の扱い を行わないことにしました。

社会保険の届出事項変更

平成27年6月から、健康保険・厚生年 金保険の「新規適用届 | および「事業所関係 変更(訂正)届」に関し、次の届出事項の追 加が行われました。

- ① 個人・法人等の区分
- ② 会社法人等番号(登記簿謄本に記載)
- ③ 本・支店の区分
- ④ 内・外国法人の区分

新しい様式の入手および記載事項の問い 合わせの窓口は年金事務所となります。

また、事業所関係変更(訂正)届につい ては、代表者変更があったときの事業主記 載欄の取扱いも改められました。

事業主(代表者)が変更となった場合、 従来は届書に「変更前事業主」と「変更後事 業主 | の両者が署名することを要しました が、変更後の事業主(代表者)が変更前後 の事業主(代表者)の氏名、住所及び変更 年月日を記入することで足りる取扱いとさ れました。